

会 議 録 目 次

平成20年第1回海田町議会3月定例会（第4日目）

平成20年3月21日（金）午前9時00分開議

日程第1	第11号議案	海田町まちづくり町民参画条例の制定について……………	4
日程第2	第12号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第3	第13号議案	特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について……………	4
日程第4	第14号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第5	第15号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第6	第16号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第7	第17号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第8	第18号議案	海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第9	第19号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第10	第20号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第11	第21号議案	海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について……………	4
日程第12	第22号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第13	第23号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第14	第24号議案	平成20年度海田町一般会計予算……………	4

日程第15	第25号議案	平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	4
日程第16	第26号議案	平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第17	第27号議案	平成20年度海田町老人保健特別会計予算……………	4
日程第18	第28号議案	平成20年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第19	第29号議案	平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第20	第30号議案	平成20年度海田町水道事業会計予算……………	4
日程第21	発議第1号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	2 5
日程第22	発議第2号	管理栄養士設置に関する決議案について……………	2 5
日程第23	発議第3号	閉会中の継続調査事件について……………	2 5
日程第24	議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研 究について委員会の中間報告の件……………		2 6
	(閉	会) ……………	2 9

平成20年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成20年3月5日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月21日 (金) 9時00分宣告 (第4日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員 (1名)

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員（1名）

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登司雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所	長	岡 田 壽 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
参	事	木 原 正 博
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参	事	新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- |       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第1  | 第11号議案 | 海田町まちづくり町民参画条例の制定について                         |
| 日程第2  | 第12号議案 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3  | 第13号議案 | 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について                    |
| 日程第4  | 第14号議案 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第5  | 第15号議案 | 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第6  | 第16号議案 | 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第7  | 第17号議案 | 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第8  | 第18号議案 | 海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第9  | 第19号議案 | 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第10 | 第20号議案 | 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第11 | 第21号議案 | 海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について                       |
| 日程第12 | 第22号議案 | 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第13 | 第23号議案 | 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第14 | 第24号議案 | 平成20年度海田町一般会計予算                               |
| 日程第15 | 第25号議案 | 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算                        |
| 日程第16 | 第26号議案 | 平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算                         |
| 日程第17 | 第27号議案 | 平成20年度海田町老人保健特別会計予算                           |
| 日程第18 | 第28号議案 | 平成20年度海田町介護保険特別会計予算                           |

日程第19 第29号議案 平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第20 第30号議案 平成20年度海田町水道事業会計予算

日程第21 発議第1号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 発議第2号 管理栄養士設置に関する決議案について

日程第23 発議第3号 閉会中の継続調査事件について

日程第24 議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について  
委員会の中間報告の件

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第24に至る各議案でございます。

この際、日程第1、第11号議案から日程第20、第30号議案までを一括議題といたします。

去る7日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。  
予算審査特別委員会委員長、宮坂議員。

○予算審査特別委員会委員長（宮坂）それでは、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成20年3月7日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第11号議案から第30号議案に至る20議案でございます。

審査経過でございますが、平成20年3月7日、本会議において議員15名で設置された本委員会は、3月10日から5回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、3月10日9時から工事関係の現地調査を行いました。第2回目の3月13日から第5回目の3月18日までは、会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第11号議案については、賛成少数で否決すべきものと決

定いたしました。第12号議案から第14号議案まで、第16号議案、第18号議案、第23号議案、第25号議案から第28号議案まで及び第30号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第15号議案、第17号議案、第19号議案から第22号議案まで、第24号議案及び第29号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（原田）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）続いて、反対討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、町民の代表の皆様とともに作成されたことに対しては大いに評価いたしますし、町民にとりましても大事な条例であると認識をいたしておりますが、参画方法として、他の自治体の条例を見ますと、政策に提言を行う、政策提案を行うとなっております。我が海田町の条例案の中には第2条の2「町民参画 町民が、町の施策の立案、実施及び評価に様々な形で加わることをいう」、第3条「町民参画の基本原則は、次に掲げる事項とする。町民及び町が、対等な立場で相互の役割を理解し、尊重して行うこと」とあります。これでは具体的な参画方法が示されておられません。といたしますと、資料9で示されております「住民参画条例」というところに「政策決定、実施、評価に町民が参加・参画するという観点から自治と町民の関係を再構築していく条例」とあります。ということは、政策決定までこの条例に規則で付加されますと、議会と町との両輪が根本的に崩れるおそれがあると危惧いたしております。

次に、第12条で定める「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」とあります。第7条、第8条、第11条におきましては、必要に応じ、委員会、協議会、会議を設置しなければなりません、その文言も一行もございません。となりますと、条例は

議会の議決がなければ定めることができませんが、規則は町長限りで定めることができます。となりますと、この条例を可決されますと、ここに出ていないことはすべて町長、議会の論議はないままですべてが施行できるという大変危険なことと私は思っております。もう少し、今回の提案理由にはちゃんと、町民が行政施策へ参画するための理念及び手続きを定めると。手続きを定めるとあるということは、具体的な文言が入っていないければ、議員は賛成するわけにはまいりません。

次に、今回の町民の代表の方、ワーキングスタッフの方とこの条例案を策定されておりますが、町の今から大事な条例案に対して策定された方の名簿が公表できないということはどういうことなのでしょう。いろいろ参画条例を設置している条例を見ますと、住民の方が一緒に条例をつくられているところには、会議とか審議会として名簿をちゃんと明確にして条例を議会に提出されております。

もう一つ気になることは、既にこのワーキングスタッフの代表を明記したもので「まちづくりフォーラム2008」と題して、まだこのまちづくり条例の審議中であるのにもかかわらず、3月15日にまちづくり参画条例を町民への周知の一環として今回の条例づくりを紹介することになりました。私はもしも、より多くの町民の皆様の意見を聞くためであれば、もう少し早くこのまちづくりフォーラムを開催し、そこに集ってこられた町民の方にいろいろ意見を聞かれてつくられると思いますし、もしもつくる過程を紹介するのであれば、条例を制定されてからこのフォーラムは開催すべきではなかったかと判断をしております。

次は文言なんですけれども、第5条「町民の責務」の文言で「努めなければならない」「努めなければならない」「行わなければならない」、こういった、町民に「ならない」という文言の条例はありません。ほとんどの今まで制定されている条例を読みますと、「努めるものとする」「行うものとする」とあります。ここもやはり修正が必要ではないかと考えております。今回の条例制定につきましても、第10回のワーキングスタッフの会議のまとめの中には「海田町町民参画と協働の推進に関する条例」にしたかどうかという案も出ておりますが、私はこのワークスタッフ会議での発言、ホームページで全部読ませていただいておりますけれども、それを考えましても、また、この資料の中の「海田町は、各種団体や個人の活動は従来から盛んなまちです。子どもの見守り活動や、子育て支援活動、高齢者支援活動、各種イベントの開催、音楽活動、自治会によるコミュニティ活動が行われています」となりますと、私はやはり海田町のこの条例は参画支援

条例の制定に向けての動きをワーキングスタッフの方たちはされただと総合的に理解しております。

結論といたしまして、今発言いたしました内容を網羅いたしますと、もう少し時間をかけて精査され、再提案されるよう要望し、反対討論といたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。賛成討論。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉です。第11号議案の海田町まちづくり町民参画条例について、賛成の討論を行います。私は簡単にやります。

いみじくも昨日、イラク開戦以来満5年になったということですが、いろいろ報道されております。テロは一向におさまりそうにありません。イラクの国民は15万人余り、米兵は4,000人弱が犠牲になっております。その問題でテレビ等マスコミで盛んに報道しておりましたけれども、これはイラク国民の参画意識が希薄である、国の運用について国民が参加していないということに問題があるということを盛んに言っております。これと同じで、我がまちもそのために参画条例をしっかりと制定してやっていかなければいけないというふうに私は昨日つくづく考えたわけでありまして。小さなまち海田町も、財政状況の厳しい中でささやかな平和を甘受し、町民が結束して将来に向かって発展の努力をしていかなければなりません。私はこの条例はそのために定めるものだと思います。いろいろ指摘はあろうかと思いますが。先ほどは指摘だらけであったんですが、そういう指摘はたくさんあると思いますが、そういうことでは立派なまちといえますか、まちの発展は望めないんじゃないかというふうに感じております。

まず、簡単に示します。第4条では町の責務について示しております。先ほどもいろいろ指摘がありましたけれども、町は町民に対して必要な情報を公開して十分な説明を行い、町民の参画しやすい環境を整えて町民をまちづくりに誘い込む努力をすることだというふうに示しておると私は思います。町民全般にそんなに十分に参画していこうという意欲とか、そういう意識は不十分であろうと思います。その中でしっかり環境を整えて、どうぞこの参画に参加してくださいというふうに呼びかけることをこの第4条では示しております。また、第5条では、非常に大切なことですが、町民の責務について示しております。要約しますと、町民はまちづくりの主役としてまちづくりに参加してくださいと。町はその環境を整えて待っていますよと。飛び込んできなさいということをおっしゃるんだと思います。ぐじゃぐじゃややこしいことを並べていますけれどもね。もう1回要約すると、今の町はしっかり環境を整えて町民を誘い込む、町民はその整っ

た環境の中に飛び込んでいってまちづくりをやっていこうという条例だというように思っています。よって、何も反対の理由はないはずでございます。いろいろとご指摘があったけれどもね。議員諸氏については力強いご協力とご賛同をお願いして、賛成の討論いたします。終わり。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原克之です。私は第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定についてに反対する立場から討論を行います。

私は、本条例は4年前に制定されてしかるべきものだと考えておりますが、この議案の内容が全体的に、1つには、用語使用の不明解さ、2つには、条文内ですね、各項、各号、それと条文間での平仄が合っていないということ、3つ目には、任意規定と強行規定の使い分けが不明確である、そういった点がございます。また、町民参画条例でありながら、行政主導、行政ご都合主義的な点が見受けられます。主として第4条「町の責務」、第5条「町民の責務」、第6条「町民参画の対象」及び附則等でございます。

1つの例を申し上げます。特に第5条第3項「町民は、特定の個人又は団体の利益を図るのではなく、町全体の利益を考慮して、町民参画を行わなければならない」という、一見何でもないような強行規定の条文がございますが、これは解釈によっては海田町まちづくり町民の参画に重大な影響を及ぼすものと私は考えております。これは、これに類するような関係法令等をいろいろ調べてみますと、目的の意義のため行う市町村等の措置に協力し、目的達成のために努めなければならないと。措置に協力し、努めなければならないというような任意規定がすべてでございます。この第5条第3項の条文をご存じの町民の方は、君子危うきに近寄らずで、警戒して、参画を見合わされるかもしれません。反対に、この条文を知らないで参画した町民の方は、例えば第6条の第1項に第1号から第6号まで町民参画の対象があるわけですが、その中の1つに「町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する条例の制定又は改廃」というのがあつて、それとか、4号では「広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」というのもございます。第6号での最後には、このほか「町長が適当と認めるもの」といった、町民参画の対象がいろいろございますけれども、この第5条第3項「町民は、町全体の利益を考慮して、町民参画を行わなければならない」という条項を盾に、これらの町主導行政を優位に展開して行おうとするものじゃないか、またはそれに利用されるんじゃないかという疑念を、また不安を町民の方が持たれるかもしれ

ません。そんなことをいろいろ言っても、何ととっても、憲法29条に定められた第1項の財産権の不可侵、第2項の公共の福祉の適合性、第3項の正当な補償のもとに公共のために用いることができるといった、そういう条項との関係はどうなるんだと。町民の皆様が疑念を持たれるのは当然のことだと思います。

このように、条文1つをとっても、海田町まちづくり町民条例がこのような内容では、町民参画の名のもとに、町民の皆様に参加に関して疑心暗鬼をもたらすものでございます。私はこのような内容で本会議に上程すること自体、目下、副町長問題、それに派生する問題、海田中の問題、いろいろ課題がございますが、その課題に対して海田町の行政の姿勢のあり方に危機感を感じているものです。私は、一議会人として議員の皆様とともに町民全体の立場に立って、第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例のこの内容が、町民の皆様がこの条例を手にして内容を理解し、納得して我がふるさとのまちづくりに参画してもらえようような条例をつくってもらうために、内容を見直し、改める必要がある、そういった観点から、反対討論を行ったものでございます。終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。したがって、原案について採決をいたします。第11号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数と認めます。よって、第11号議案は否決されました。

続いて、第12号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この議案は、国保税として医療分と介護分、そして後期高齢者支援金等分で、医療分

の限度額を9万円に下げておりますけれども、一定の軽減措置はあるものの、新たに12万円、後期高齢者支援金等分として加算し、限度額65万から68万円に引き上げる条例があります。しかも、世帯別にかかる平等割は若干下がっているものの、所得割は0.4%引き上げ、7.6%から8%、また、被保険者均等割は1万9,000円と大幅に引き上げ、3万5,800円から5万4,800円に引き上げ、単純計算するだけで差引き3,224万円の予算額になるそうですが、これに増加しております。これにプラス所得割0.4%引き上げる計算になります。

私は、保険税を引き下げることが今日まで主張してきました。今回逆に引き上げ、しかも医療内容は後退するものであります。もともと医療制度の改悪は、1980年には国の補助や負担は57.5%あったものがたびたび削られ、2000年度には36.3%に削減しております。また、患者負担は1997年に1割から2割、03年4月からは退職者にも3歳から69歳まで3割負担、サラリーマンの負担は総報酬制を導入し、同じ割合で一次保険からも徴収いたします。財源を理由にして、高齢者の医療費を削ったり、掛け金制度を新たに作り、そして最後は上限をつける定額制の包括払い、医療費の制限を超える混合診療、終末期の患者を病院から退院すれば医者診療報酬が引き上げられるとすることも検討しております。こんな考え方で制度をつくれれば、差別医療につながります。これは高齢者の医療を削ることがねらいであります。特に、高額な医療費を使っても亡くなる事例が多い、これは厚生省の役人が言っております。それを抑制する今の仕組みであります。また、年齢に一番後期高齢者に医療費がかさむ。あるいは、家族が延命治療してほしい、1時間でも1日でも長く治療してほしいという延命の申し出があった場合に、最低でも10万円から、あるいは多いときには500万円ぐらい、延命措置のために金が要ると。この延命治療の抑制を制限するために後期医療制度を導入するという方針であります。

日本は77歳は喜寿、88歳は米寿、99歳は白寿として高齢者を祝う社会です。長寿を祝い、逆立ちした今の政治の仕組みと予算の使い道を変えるだけで、75歳以上の高齢者に医療も年金も暮らしも心配は要らない高齢化社会対策をすることを主張して、討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

年々医療費給付費が増加する中で、また、後期高齢者制度を創設し、老人保健がなく

なる中で、海田町の今後の国民健康保険税の税率を決める大事な議案でございますが、海田町はこの議案の中には、先進地を調査・研究され、町民に一番負担が少ない税率をとる方向性で制定された改正ですので、賛成をいたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第15号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この議案は、国保事業の医療費負担の一部を変えるもので、改悪するものであります。

前期高齢者70歳から74歳の負担を1割から2割にする、現役並みの所得は3割にするということであります。これは1年間凍結という措置ですが、凍結はいずれすぐ解凍するものであります。また、一般の65歳から69歳は新たに年金から天引き、いわゆる65歳以上はすべて年金から天引きすることであります。ご承知のように、年金は不正な記録で支払いをあいまいにしております。取るものは有無を言わず取るという、こうした、年金から天引きするというのは大間違いであります。また、老人保健は、2000年までには患者負担は定額制で入院と外来と分けて1カ月単位で支払っていたものが、2001年から定率制をとり、入院も外来も1割負担、また食事代も、治療としてではなく、どこにいても食べるのだからといって患者負担が導入されてきました。前期高齢者の医療負担改悪と強制税収は改悪につながります。一部改善するところもありますが、到底納得できるものではありません。以上の点を強調して、討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の一部を改正する条例の中身は、現在までは3歳未満の方に対しては医療費を2割に減額するものであり、また、減額するものを今回の改正案では6歳に達する日以後の最初の3月31日までに改めるという条例案でございます。この条例では医療費が多くなるということですが、現在子育て支援をされている少子化対策の一環として、国は6歳までに達する人の医療費を3割から2割に減額するという改正案でございます。ですから、医療費が1割少なくて済むということです。もう1項は、第8条の中に、今回から「特定健康診査等を行う」という項目でございます。それは、私たち町民の皆様すべて国民が元気で長生きするために特定な、だから、皆様が義務として健康診査を受けて、慢性疾患に至らないようにするための健診のことも網羅された改正案で、国民にとって、町民にとっても有意義な改正案ですので、賛成といたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

岡田議員。

○4番（岡田）第19号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例の改正は、ご存じのように、後期高齢者医療制度の4月からの導入によるものです。この後期高齢者医療制度は、医療費の抑制のため、いずれ避けて通ることのできない死を迎える世代として75歳以上のお年寄りを位置づけ、差別医療の枠にはめ込もうとするための制度です。お年寄りは4月から保険料を本人の年金から直接取り上げられ、医療を受ける権利も一定の枠にはめられて制限をされてしまいます。これは高齢者に対する福祉や医療を充実する目的のものではなく、年齢による差別医療制度そのものです。これに伴うひとり親家庭医療費の支給条例を削減する条例改正は、町民の生活実態を調査して考慮すべきではないでしょうか。また、海田町では該当するひとり親で後期高齢者はいないということで、実質的には執行されておりません。このような状況でするので、削減条例を改正する必要はないと考え、この条例の制定に反対いたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

岡田議員。

○4番（岡田）第20号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

19号議案と同じく、この条例の改正案は、後期高齢者医療制度の4月からの導入によるものです。重度心身障害者に対する医療制度は、名称が変わるだけでなく、高齢の重度心身障害者に対する医療の抑制にもつながります。後期高齢者制度では、保険料の負担とともに包括医療により医療の制限があります。健康な高齢者でも75歳を過ぎると医療費がかかるということで設けた制度なので、重度心身障害者であればなおさら医療費がたくさんかかることは明白です。後期高齢者医療制度は医者に対する診療報酬を定額の包括払いとして、病気の内容で幾ら、入院は何日で幾らと決めています。それ以上の手厚い治療を行うことは、医療機関は赤字となる仕組みになっています。高齢の心身障害者に対する医療に制限を加え、生きる権利の侵害につながってきていると思います。後期高齢者に対する福祉や医療の充実ではなく、年齢による差別医療そのものであり、この20号議案に反対いたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決

を行います。お諮りいたします。

第20号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

佐中議員。

○15番（佐中）第21号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施が近づくにつれて、怒りの声も広がっています。75歳という特定の年齢に達したら別枠の医療保険に囲い込み、負担増、給付減を強いるような制度は世界にも例がありません。高齢者だけを切り離して肩身の狭い思いをさせるような社会、医療を受けることをためらわせるような社会、日本をこんな社会にできてしまったのか。この制度の実施で起こることは極めて理不尽であります。例えば75歳の夫と68歳の妻がこの健康保険の扶養家族になっているケースでは、おじいさんだけが健保の資格を奪われて後期高齢者医療制度に追いやられます。70歳の妻と77歳の夫の2人暮らしで、夫が元気で働き、健保に加入、妻はその扶養家族の場合は、夫婦ともに健保の資格を失い、夫は後期高齢者医療へ、妻は国民健康保険へ加入させられます。これでは喜寿も喜べません。これまでの医療保険は年齢に関係なく加入できたのに、新たな制度では75歳で全員脱退させることになります。家族一緒に暮らしていた母屋から、75を過ぎた人だけ離れに移すようなやり方です。75歳以上の高齢者を対象にした現行の老人保健制度は、現役と同じ保険に加入したままで財政を調整する仕組みです。独立した別枠の制度に押し込める後期医療制度は間違いであります。こんな制度をつくる理由について舛添要一厚労相は「75歳以上の高齢者には若者や壮年とは違う心身の特性があり、また、医療費を維持可能な制度にする必要がある」と答弁しております。特性は別枠の差別制度にする理由にはなりません。特性を言うなら、子どもは子どもの、女性は女性の、男性

には男性の特徴があります。今の制度で特性に合った医療を保障すればいい話であります。

加えて問題なのは、政府の後期高齢者の特性のとらえ方であります。舛添大臣によると、治療が長期化し、複数疾患がある場合、また、多くの高齢者が認知症、そしていずれ避けることのできない死を迎えるというものであります。仕事や趣味で元気に活躍する高齢者は少なくないし、人生の達人から学ぶこともたくさんあります。手間もお金もかかる、いずれ死が避けられないなど、一まとめに決めつけるのは許せません。病がちで、いずれ死を迎えると、75歳以上の高齢者を切り離す政府のやり方は血も涙もあります。後期という政府の呼び方には屈辱的な響きがしみついております。直ちに撤回を求めるものであります。

政府の医療費削減の見通しによると、2015年には3兆円、25年には8兆円、そのうち後期高齢者分はそれぞれ2兆円、5兆円に達します。この数字を見れば、75歳以上の高齢者をねらい撃ちにしていることは明白であります。福田総理は「制度はだれにとってもいいものであってほしいが、限界がある」と、問題があることを認めました。大きな矛盾があるからこそ政府も、部分的ではあれ、凍結措置をとらざるを得ません。しかし、凍結ではやがて解凍されることになります。金がかかるといって、高齢者の命をおろそかにする後期高齢者医療制度は直ちに撤回・中止を求めるよう声を大にして、反対討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）他に討論がございますか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。

岡田議員。

○４番（岡田）第22号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

この４月の実施を目前にして、医療制度関連法案の改正は矛盾が沸騰しております。海田町では68歳から69歳のお年寄りに１割の独自の補助制度があり、他の自治体よりも進んだ制度だと思います。しかし、今回の改正案は、68歳から69歳の人たちに医療費２割負担を強いるものであり、福祉の後退になっていると思います。したがって、この22号議案には反対をいたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第22号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、平成20年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。本

案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござい  
ますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。  
前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。第24号議案、一般会計予算に反対の討論を行います。

まず、一般質問の副町長問題に関し、最大の被害者は当の職員であり、周囲の目とい  
うか、ほとぼりが冷めるまで出向とか、あるいはまた民間の施設に職員研修という名の  
もとに何らかの対応を考えないかという質問を3月7日にしております。この答弁で町長  
は「最大限の努力をし、最善を尽くす」と、そのように答弁しております。しかし、実  
際にはこの職員の辞表は既に2月7日で受理されており、当然そのときの答弁は大きな  
嘘であります。この職員の給料等が新年度予算に組み込まれておりません。全くでたら  
めなその場限りの答弁であります。このような嘘の答弁が随所に見られるでたらめ予算  
であり、取るに足らないお粗末予算であります。また、町道6号線バイパス予算にして  
も、18年度、19年度と、2年続きの未執行予算として流しております。しかし、また20  
年度にも予算化、計上されております。お粗末と言うしかないと思います。さらに、同  
じことが新開蟹原線においても行われております。できない予算を何年続けてもだめだ  
ということがなぜわからないのか。愚かな考えにあきれて物が言えません。さらにまた  
巡回バスにしても、国信2丁目、旧清掃事務所跡付近、そして三迫2丁目あるいは3丁  
目付近の住民サービスのためにも、15人乗り程度の車にしてはどうかという質問でも、  
現車両が大型だから、この地区には入れないというちぐはぐな答弁に終始しておりま  
す。15人乗りの車2台、さらには10人乗りの車1台、予備車として合計3台で1,000万円、  
これを購入してのサービスに考え直してはどうかという質問に対しても、現車両しか考  
えていないという、町民不公平の扱いの答弁となっております。町民同じように税金を  
いただくのだから、できるだけ公平になる行政をお願いしたいと言っても、今は考えて  
いないという、差別扱いとも考えられる答弁であります。

再度繰り返しますが、副町長問題で多くの議員が涙して、今回の事件で最大の被害者  
は当の職員である、何とかならないか、本町に残って引続き町のために頑張ってもら  
うよう訴えたが、海田アレルギーであるとか、意志がかたいとかということで、予算に当  
の職員の給料が反映されておりません。町長の責任を回避した嘘のでたらめ答弁ばかり

か、それともほかにまだ議員を愚弄するような、議会軽視するような答弁に終始した予算は断じて認めるわけにはいきません。6号バイパスにしても新開蟹原線にしても、地権者の同意が得られてから予算化したり、あるいはまた補正予算で対応すればよいと考えます。巡回バスでも、町民を公平に扱うような予算にすべきであると考え、24号議案に反対し、議員各位の賛同を求めて、反対の討論を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。第24号議案、平成20年度海田町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

本予算案は、町長の20年度施政方針に述べられたように、国・地方ともに財政状況の極めて厳しい中で、海田町の行政改革及び財政健全化計画に基づき、策定されております。その中で、身の丈に合った簡素で効率的かつ持続可能な運営を図ろうたっております。私はこの文言が大変気に入っておりますが、この予算案はその気迫が随所に十分に取り入れられております。また、限られた財源の中で新たにJR海田市駅バリアフリー化の推進や、子育て関連事業、健康増進事業の充実など、第3次総合計画に上げている事業の実施を重点として策定しております。

その一部について若干紹介いたしますと、1つ、学校教育の充実では1・2年生を対象に、30名を超える学級について町独自で非常勤講師を配置し、複数教員による少数指導を実施してまいりましたが、20年度からはさらに3年生も対象に実施するようしております。また、IT新改革戦略として、すべての教員にパソコンの配置を計画しております。2番目に、子育て環境と児童福祉の充実では、海田児童館、ひまわりプラザに加えて、町民センターにも子育て支援機能を持たせます。また、一時保育の充実、「こんにちは赤ちゃん事業」、「お父さん手帳」の配布などを計画しております。健康づくりについては、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍の減少を目指しております。4番目に、災害に強いまちづくり、暮らしの安全と安心の確保など、施策にも十分配慮して策定しております。その他、各種の施策についても、限られた財源の中で十分な努力をしていることを認めます。

また、反対討論で指摘がありましたが、副町長の件については、町長は機会あるごとにその任命責任について認めております。また、我々議員にもこの承認議決の責任があります。その責任については、まずは体制を立て直し、健全な町政の運営を図り、町民の福祉の向上、すなわちサービスの向上を図ることにあります。この20年度予算を可決

することはその第1歩であります。さもなくば、また町民の不信を助長することになります。よって、平成20年度海田町一般会計予算に対する賛成討論といたします。議員諸氏の賛同のほどをお願い申し上げます。終わり。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

続いて、第27号議案、平成20年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。  
佐中議員。

○15番（佐中）第29号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計に反対討論をいたします。

2006年6月に改正された医療法に基づいて、4月から75歳以上の高齢者を対象にした

後期高齢者医療制度の議案が数多く提案されておりますが、いずれも高齢者を中心とした自己負担の引き上げ、自己負担上限の引き上げ、混合診療の実施、現行の療養病床を削減する方針、総じて患者負担増、保険給付削減の目標を明確にしております。全体から見ても、医療費の構造的な抑制をするためのものがございます。

制度の問題点、1つには、重い保険料の負担であります。75歳以上の後期高齢者は、給与所得の扶養家族では今は負担ゼロが新たに、保険料負担激変緩和措置はあるものの、負担増には変わりありません。新たな負担になります。一方で、被用者保険で事業主負担をしている大企業にとっては負担の軽減になります。これまで老人保健はその財源を公費50%、老人拠出金50%であったが、この後期高齢者医療制度では公費50%に保険料10%が加わり、被用者保険の拠出金は40%に減額するものであります。2、現行制度にない厳しい資格証明の発行であります。年金の収入の少ない低所得者の厳しいペナルティーがあることであります。被爆者、障害者、結核への医療などの公費医療対象者と同様、資格証明書発行の対象から外したのに、保険料を1年間滞納したら、保険証を取り上げ、資格証明に切りかえます。3つ目には、医療内容の悪化であります。差別医療につながるということであります。医療機関に支払われる診療報酬は、他の医療保険と別建ての定額制とし、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を名目に診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設けております。定額制となれば、積極的に治療すればするほど医療機関の持ち出しとなり、高齢者に対する医療内容が悪くなり、医療差別を招くおそれがあります。4つ目には、保険料値上げの仕組みであります。高齢者が増えれば増えるほど、また、医療費が重なれば重なるほど、保険料値上げをするしかない仕組みであります。どちらをとっても高齢者に痛みしか選択できない、もしくはその両方を促進する仕組みであります。5つ目には、独自の保険料減免が困難であります。保険料は後期高齢者医療広域連合の条例で定めるものであります。この広域連合は、各市町村の負担金、事業収入、国・県の支出金、後期高齢者交付金からの仕組みで、一般財源を持たない広域連合では独自の減免ができない点であります。6つ目には、当事者の声が直接届かない、国から助言の名をかりた誘導などがあり、広域連合が国の言いなりになり、保険料の取り立てが強化されますなど、いろいろ悪化するものであります。以上の点でこの条例案に反対するものであります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第29号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計

予算に賛成の立場から討論を行います。

今回新たに創設されました後期高齢者医療制度は、メリットもございます。それは、今までは各自治体で保険料を集めておりました国民健康保険税から、75歳以上の方は広島県下どこでも同じ保険料率で運用できるという点でございます。今回の予算案の1ページの後期高齢者の方から保険料をいただく1割ですが、これは、少子・高齢化社会を迎え、医療を受けるためには、現役世代と同じ所得のある方には保険料を払っていただきますという制度でこの後期高齢者医療保険料が歳入で計上されております。しかし、繰入金の一般会計繰入金は、老人会計医療があるときといたしますと随分少ない繰入れで済んでいるような金額になっております。歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合給付金でございますが、これは平成19年度までありました老人医療会計に拠出する金額と、現段階におきましては同等であるということで、この会計予算には賛成の立場で討論いたしました。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案、平成20年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。



す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第24、議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件を議題といたします。議会改革特別委員会から議会改革に関する諸問題の調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることと決します。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。宮坂委員長。

○議会改革特別委員会委員長(宮坂) それでは、本委員会に付託されました調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

まず、調査の経過ですが、平成20年2月28日に第8回委員会を開催しております。

調査の概要及び結果ですが、まず、「議会の傍聴」及び「休日議会の開催」についてを議題とし、委員の意見交換を行った結果、次のとおりでありました。議会の傍聴については、現在、ソフト面においては、傍聴規則上、傍聴人受付名簿の記載事項から性別及び年齢の記載を削除するなどの改善が図られ、一定の前進が見られるため現状維持とする。傍聴席の確保等ハード面の整備については、今後予定されている新庁舎建設に向け検討する。休日議会の開催について、開催の時期、議題の選定、費用対効果等の問題があることから引続き研究課題とする。

次に、「議会中継の実施」及び「議会報告会の開催」について議題とし、委員の意見交換を行った結果、次のとおりであった。議会中継の実施については、本会議の状況を中継することについて、ケーブルテレビによる中継は、普及率の問題等があり実施は困難であるが、インターネットによる配信については、検討の余地がある。ただし、議場へのカメラの設置や音響等ハード面の整備が必要となることから、新庁舎建設に向け、導入の方向で検討する。また、議会報告会の開催については、開催の時期、開催方法等の問題があることから引続き研究課題とすることとしました。

次に、「議会事務局職員の定数の見直し」について議題とし、委員の意見交換を行った結果、現状を維持することと決しました。

次に、「議会基本条例の制定」について議題とし、委員の意見交換を行った結果、他の自治体での効果等、事例を調査し引続き研究課題とすることにしました。

最後に、その他としまして、委員から、平成20年度の議員報酬を5%削減する案が提出され、委員の意見交換を行った結果、海田町においては平成7年から議員報酬の改定を行っていないこと、報酬以外の部分においても、委員会の県外研修を隔年実施することなど経費削減を図っていることから、この件については取り扱わないことと決しました。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により議会改革特別委員会からの中間報告を受けたものですので、議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件については、これをもって終結いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、海田町議会議員互助会の表彰式を慣例によって行います。事務局長。

○議会事務局長（飯森）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続10年表彰でございます。桑原克之議員。

○議長（原田）表彰状。桑原克之殿。あなたは、海田町議会議員として永年地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、記念品を贈り、これを表します。平成20年3月21日。海田町議会議員互助会会長、原田幸治。

（記念品授与）

○議会事務局長（飯森）同じく、勤続10年表彰でございます。多田雄一議員。

○議長（原田）表彰状。多田雄一殿。以下同文でございます。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（飯森）続いて、勤続15年表彰でございます。崎本広美議員。

○議長（原田）表彰状。崎本広美殿。以下同文でございます。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（飯森）同じく、勤続15年表彰でございます。河野道昭議員。

○議長（原田）表彰状。河野道昭殿。以下同文でございます。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（飯森）同じく、勤続15年表彰でございます。原田幸治議長。副議長からお願いいたします。

○副議長（宮坂）表彰状。原田幸治殿。以下同文でございます。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議長（原田）以上で表彰式を終わります。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

次に、専決処分についてでございますが、今国会で地方税法の一部を改正する法案が審議されております。この法案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、海田町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただく予定としております。よろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、3月5日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様方には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆さんから賜りましたご意見やご要望は新

年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（原田）閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会は、平成20年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては去る3月5日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましても常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深くお礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成20年第1回海田町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午前10時35分 閉会